

京都市告示第 394 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	花脊水0151号	左京区花脊別所町36番地の1地先 同上	
2	中島水0022号	伏見区中島河原田町29番地地先 同町31番地地先	
3	中島水0023号	伏見区中島河原田町105番地地先 同町109番地の3地先	
4	久我水0236号	伏見区久我西出町11番地の59地先 同町11番地の497地先	
5	久我水0237号	伏見区久我西出町11番地の497地先 同町11番地の55地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	嵯峨水0003号	右京区嵯峨広沢南下馬野町15番地の2地先 同町15番地の3地先

(建設局土木管理部道路明示課)